

第5次沼津市地域福祉計画策定支援業務委託 公募仕様書

1 業務の目的

第4次沼津市地域福祉計画の計画期間が令和7年度をもって満了となることから、現状の福祉ニーズや関係法令の改正点等を踏まえ、令和8年度から令和12年度を施行期間とする第5次沼津市地域福祉計画を策定する。

計画策定にあたり、第4次沼津市地域福祉計画の進捗状況及び策定懇話会や地域福祉ワークショップ等の意見を踏まえながら、現状の課題の抽出、今後の方針の設定、計画骨子案、計画書及び概要版の作成、その他必要となる資料の作成、各種会議等の運営支援など、計画策定までの支援を行うことを目的とする。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務にかかる計画の範囲

第5次計画には、次の内容を含むものとする。

- (1) 社会福祉法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる事項を一体的に定める計画
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画
- (3) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画
- (4) 社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画

4 業務内容

- (1) 基礎調査の実施及び統計資料の作成

- ①社会環境の変化や地域福祉計画の動向等整理・分析

社会環境の変化や、国、県の施策動向等を整理し、本市地域福祉計画との関係を分析すること。

- ②市の現況についての整理及び特性の分析

人口動態、社会経済状況、福祉の現況等について国・県・市等の公開する各種データ及び他の個別計画で実施した調査結果に基づいた本市における現況の整理・分析を行い、近隣・類似市町村との比較・分析を行うこと。

- (2) 各種会議の運営支援、計画への反映

計画の策定に際し開催する庁内検討会（策定委員会3回、幹事会3回）及び外部団体

による懇話会（3回）に際し、必要に応じて資料の作成、会議出席、議事録作成などの支援を行う。また、各種会議での意見等を集約、分析し、計画へ適正に反映する。

(3) 計画骨子案の作成

目標・体系をとりまとめた計画骨子案について、沼津市の福祉分野における基本課題や施策の方向性等を踏まえ、委託者と協議の上、作成する。

(4) 計画書案・概要版案の作成

計画骨子案や庁内検討会、懇話会等からの意見を踏まえ、計画書案・概要版案をとりまとめる。

(5) 検証可能な施策、数値目標の検討

国・県の施策及び沼津市の関連計画や個別事業との整合性を図った上で、計画施行後における進捗管理に向けた検証可能な施策、数値目標の設定について検討する。

(6) 打ち合わせ・協議

業務の円滑な推進に向けて、担当課との綿密な打ち合わせ・協議（5回程度）を行うこと。

5 成果品

(1) 各会議の資料及び議事録

(2) 計画書及び概要版の原案 紙ベース 1部

(3) 計画書及び概要版の原案 データ（CD-ROM等） 一式

(4) その他中間成果品データ 一式

6 その他

(1) 成果品の著作権は、すべて委託者に帰属する。

(2) 本事業の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。

(3) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び静岡県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

(4) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と協議のうえ決定する。